

「群馬大学学生の懲戒等に関する規則」の試験等における不正行為に関する
申合せ

平成25年11月21日
教育研究評議会決定
改正 平成28年7月1日
平成29年4月1日
平成31年4月1日

「群馬大学学生の懲戒等に関する規則」（以下「規則」という。）の試験等における不正行為等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 本学が実施する試験等における不正行為について
 - (1) 不正行為を行った学生が、不正行為を行うに際して、他の者から強制されたなどの特別な事情があると教授会等において認められ、かつ、懲戒の事由に該当しないと認められたときには、教育的措置とする。
 - (2) 不正行為を行った学生が、その事実を認めたときは、「悪質」と判断し、原則として、停学処分とする。その場合、一定期間の停学であるときには、1年間の留年を念頭におき、複数年にわたる留年を避けるよう、できる限り教育的配慮を行う。
 - (3) 規則第15条第1号の場合において、不正行為を行った学期に履修した授業科目に、通年又は複数年にわたる授業科目(以下「通年授業科目」という。)があるときには、当該通年授業科目については、不正行為を行った学期の履修内容のみを無効とする。
 - (4) 規則第15条第2号の場合において、不正行為を行った授業科目が通年授業科目のときには、不正行為を行った学期の履修内容のみを無効とする。
- 2 教養教育科目に係る試験等の取扱い
 - (1) 試験等において不正行為を行った学生が、教養教育科目に係る試験等の受験者であった場合は、当該不正行為を行った学生の所属する学部長が、規則第8条の懲戒等の手続を行う。
 - (2) 大学教育センター長は、試験等において不正行為を行った学生が、教養教育科目に係る試験等の受験者であった場合は、大学教育センター学部教務委員会において事実関係を確認させ、当該学生の所属する学部長に、関係書類に意見を付して通知する。
 - (3) 学部長は、前号の通知を受けた場合は、懲戒等の処分案の結果を大学教育センター長に報告する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年12月1日から施行する。
- 2 学生の試験における不正行為に関する申合せ(平成17年1月26日制定)及び学生の試験における不正行為の処分に関する指針(平成17年1月26日制定)は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の申合せは、平成31年度の入学者（医学部保健学科の入学者を除く。）から適用し、平成30年度以前の入学者及び平成31年度の医学部保健学科の入学者については、なお従前の例による。